

PCB 廃棄物保管にかかる消防法の届出について

平成24年3月
協議会事務局

会員さんから、「PCB 廃棄物保管に当たって消防法の届出が必要という話を聞いたが、不燃性である PCB でも届出が必要か？」との質問がありました。

当協議会の環境保全アドバイザーに見解を求めたところ以下の回答がありましたので参考にしてください。

(回答)

- 「PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」総則1. 4「関係法令」の項で消防法の記載があります。
また、「ポリ塩化ビフェニール廃棄物適正マニュアル」(近畿ブロックPCB廃棄物広域処理部会)では、保管において「消防法に基づく危険物の表示」を求めています。
- ある会社の環境監査でも危険物としての対応を求め、保管量が届け対象ならば届出を指導してきており、実際に届出をしたケースも出てきています。
- 結論として、消防法の危険物の定義から鑑みても指定数量を超える場合は、届出の対象であると考えべきでしょう。火災が生じればPCB漏洩も考えられる訳ですから、消防法を該当とすることに異論は少ないであろうと思います。むしろ、積極的に消防法の管理の考え方をPCBの保管に加えるべきであろうと思います。
- しかし、届出を要する量に達するのは、かなり保管している場合であって、市町村条例に拘束される指定数量未満～指定数量の1/5以上に相当する例も少ないと思います。